

○国立大学法人秋田大学における競争的資金等に関する管理・監査の実施方針

(平成19年10月10日学長決定)

改正 平成21年4月1日 平成23年4月1日

平成24年4月1日 平成25年4月1日

平成27年1月14日 平成28年4月1日

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日(平成26年2月18日改正)文部科学大臣決定)(以下「ガイドライン」という。))において、競争的資金を中心とする公募型の資金を適正に管理するために必要な事項が示されたことにより、国立大学法人秋田大学(以下「本学」という。))においては、学長の責任とリーダーシップの下で実効性ある体制を整備するとともに、次のとおりガイドラインに沿った対応を行うものとする。

1 責任体系の明確化

- 1) 本学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者(以下「最高管理責任者」という。)を学長とし、「国立大学法人秋田大学における競争的資金等の取扱いに関する規程」(以下「規程」という。)に明示する。
- 2) 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者(以下「統括管理責任者」という。)を研究担当理事とし、「規程」に明示する。
- 3) 各部局における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者(以下「コンプライアンス推進責任者」という。)を各部局長とし、「規程」に明示する。また、必要に応じ、コンプライアンス推進責任者の下にコンプライアンス推進副責任者をおくことができることを「規程」に明示する。
- 4) 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 5) 各責任者はそれぞれの職務においてその管理監督の責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には、その責任を負うことに留意しなければならない。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

- 1) 競争的資金等に係る事務処理手続きに関する学内ルールの見直しを行い、ルールの統一化を図る。
- 2) ルールをマニュアル化し、教職員にホームページ等で周知する。
- 3) 事務処理手続きに関する学内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、「規程」に明示する。

(2) 職務権限の明確化

競争的資金等の運営・管理に係る職務権限の見直しを行い、責任と権限の明確化を図るとともに、教職員にわかりやすいルールにして、ホームページ等で周知する。

(3) 関係者の意識向上

- 1) 教職員に対する研修会・説明会を行い、各種ルールの周知・徹底を図る。
- 2) 研究者の行動規範を策定する。
- 3) 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員から、誓約書の提出を求めることを「規程」に明示する。

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

- 1) 不正に係る調査の手続き等を明確にした規程等を定める。
- 2) 懲戒の種類及び手続き等を明確に示した規程等を定める。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

各コンプライアンス推進責任者は、問題となりうる具体的事項を洗い出し、個々の要因に対応する不正防止計画を策定する。なお、その取扱いを「規程」に明示する。

(2) 不正防止計画の実施

全学的な観点で不正防止計画の推進を担当する者を地方創生・研究推進課に置くこととし、担当業務とともに「規程」に明示する。

4 研究費の適正な運営・管理活動

- 1) 年度当初から研究が行えるよう競争的資金等が交付されるまでの立替払い制度を構築する。
- 2) 物品調達に係るチェックシステムを強化するため、経理・調達課及び医学系研究科・医学部調達課に検収室を設置し、「規程」に明示する。
- 3) 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を「規程」に明示する。
- 4) 取引業者に対し、一定の取引実績やリスク要因を考慮した上で誓約書の提出を求めることを「規程」に明示する。

5 情報発信・情報共有化の推進

- 1) 競争的資金等の使用に関する学内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、「規程」に明示する。
- 2) 競争的資金等に関する学内外からの通報を受け付ける窓口を設置する。
- 3) 不正に係る情報が最高管理責任者へ適切に伝わる体制を構築する。
- 4) 競争的資金等の不正への取り組みに関する本学の方針及び意思決定手続き等について、ホームページ等で公表する。

6 モニタリングの在り方

- 1) 学長直轄の組織としての監査室の体制整備を図る。
- 2) 監査室は、不正防止計画の推進を担当する者と連携し、想定される不正発生要因に応じた内部監査を実施する。

3) 監査室は、監事及び会計監査人との連携を強化する。

7 競争的資金等以外の研究費の取扱いに関する管理・監査

競争的資金等以外の研究費に係る管理・監査については、この実施方針を準用する。